平成11年10月8日例規(警)第31号

[沿革] 平成16年3月例規(警)第21号 平成17年3月例規(警)第22号 平成19年3月例規(警)第24号 平成21年5月例規(警)第23号 平成21年8月例規(警)第34号 平成22年3月例規(警)第12号 令和2年3月例規(警)第14号 令和5年8月例規(地域)第36号

国旗の掲揚については、平成11年11月1日より、次により取り扱うこととしたので誤りのないようにされたい。

記

1 掲揚する施設及び場所

- (1) 県本部、県本部分庁舎、千葉県警察千葉運転免許センター、千葉県警察流山運転免許センター、 第一機動隊、第二機動隊、第三機動隊、成田国際空港警備隊及び千葉県警察学校並びに警察署(幹 部交番を含む。)の屋上又は屋外の掲揚ポールに国旗を掲揚する。
- (2) 交番(幹部交番を除く。)及び駐在所(以下「交番等」という。)の外壁等に設置された台座に国旗を掲揚する(特別の事情により設置できない施設を除く。)
- 2 掲揚する日及び時間

国旗の掲揚は、毎日8時30分から17時15分までとする。ただし、交番等については、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する休日に限る。

3 掲揚責任者

前記2に係る国旗の掲揚責任者は、当直勤務又は当番勤務の責任者をもって充てる。

4 行事における掲揚

術科大会、入校等の行事を開催する場合においては、その内容に則して、国旗を掲揚するととも に、国歌の斉唱、演奏等に努めるものとする。

- 5 掲揚の特例
- (1) 掲揚責任者は、降雨等により掲揚が困難な場合又は交番等の勤務員が長時間にわたり不在となる場合は、国旗を掲揚しないことができる。
- (2) 庁舎を管理する所属長は、施設管理上において特別の事情のある場合、国旗を掲揚しないことができる。